

みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 未利用間伐材等の木質バイオマスを活用し、化石燃料消費等によるCO₂の排出抑制を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、県内でいままで利用されてこなかった伐根等未利用間伐材等の木質バイオマスを活用する地域協議会、民間事業者等に対し、予算の範囲内においてみやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下補助事業）は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率及び補助限度額は別表3のとおりとする。
- 4 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第1-1号）
- (3) 口座の名義及び番号が確認できる通帳の写し
- (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの。）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (6) その他知事が必要と定める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。
 - イ 補助事業の内容の変更にあつて、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更
 - ロ 補助対象経費の総額の30%以内の減少
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - (4) 県が実施する他の補助事業又は市町村が実施するみやぎ環境交付金を活用した補助事業と併用しないこと。
 - (5) その他知事が必要と認める事項。
- 2 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人等である者

（事業着手報告）

第5 事業主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、様式第4号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

（実績報告）

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号による。

- 2 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書（様式第5-1号）
 - (3) 事業費や事業内容がわかる書類（伝票、発電利用に供する木質バイオマスの証明書（発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）に基づく証明書。）の写し等）
 - (4) 事業実施状況がわかる写真
 - (5) その他知事が必要と定める書類

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、補助事業者は様式第6号により、知事に請求するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により事業実施年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第9 この要綱により提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 木質バイオマス広域利用モデル形成事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。